

衆議院

大藏委員會議錄第八号

平成十一年三月九日(火曜日)

午前九時四十二分開議

出席委員

委員長 村井 仁君

理事 井奥 貞雄君

理事 鴨下 一郎君

理事 上田 清司君

理事 石井 啓一君

理事 大石 秀政君

理事 河井 克行君

理事 河野 太郎君

理事 榎田 義孝君

理事 田中 和徳君

理事 中村正三郎君

理事 村上誠一郎君

理事 渡辺 博道君

理事 綿貫 民輔君

理事 末松 義規君

理事 玉置 一弥君

理事 山本 孝史君

理事 大口 善徳君

理事 並木 正芳君

理事 鈴木 淑夫君

理事 佐々木憲昭君

理事 横光 克彦君

出席國務大臣

大藏大臣 宮澤 喜一君

國務大臣 柳沢 伯夫君

(金融再生委員
會委員長)

金融再生委員會
事務局長 森 昭治君

金融監督庁長官 日野 正晴君

金融監督庁検査
部長 五味 廣文君

出席政府委員

金融再生委員會
事務局長 森 昭治君

金融監督庁長官 日野 正晴君

金融監督庁検査
部長 五味 廣文君

金融監督庁監督
部長 乾 文男君

大藏政務次官 谷垣 禎一君

大藏大臣官房長 溝口善兵衛君

大藏省関税局長 渡辺 裕泰君

大藏省金融企画
局長 伏屋 和彦君

大藏省国際局長 黒田 東彦君

委員外の出席者

参 考 人 速水 優君

(日本銀行総裁)

参 考 人 藤原 作彌君

(日本銀行副総
裁)

参 考 人 小畑 義治君

(日本銀行理事)

大藏委員會専門
員 藤井 保憲君

委員の異動

三月八日

辞任 博文君

補欠選任 中村正三郎君

同月九日

辞任 中野 正志君

補欠選任 田中 和徳君

同月九日

辞任 海江田万里君

補欠選任 桑原 豊君

同日

辞任 谷口 隆義君

補欠選任 青山 二三君

同日

辞任 西田 猛君

補欠選任 達増 拓也君

同日

辞任 田中 和徳君

補欠選任 竹本 直一君

同日

辞任 桑原 豊君

補欠選任 海江田万里君

同日

辞任 青山 二三君

補欠選任 谷口 隆義君

竹本 直一君 中野 正志君

三月四日

関税率法等の一部を改正する法律案(内閣提
出第八号)

同月五日

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関
する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第
九号)

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律
及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置
に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提
出第一〇号)

二月二十五日

消費税率を三%に戻すことに関する請願(川内
博史君紹介)(第七七六号)

同(川内博史君紹介)(第七九一号)

同(木島日出夫君紹介)(第七九二号)

同(児玉健次君紹介)(第七九三号)

同(志位和夫君紹介)(第七九四号)

同(瀬古由起子君紹介)(第七九五号)

同(平賀高成君紹介)(第七九六号)

同(金子満広君紹介)(第七九七号)

同(川内博史君紹介)(第八九四号)

同(佐々木陸海君紹介)(第八九五号)

同(鈴木淑夫君紹介)(第八九六号)

同(川内博史君紹介)(第九一八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第九一九号)

大型所得減税、消費税減税に関する請願(富沢
篤紘君紹介)(第七七七号)

所得税の基礎控除引き上げ、課税最低限の百八
十万円への改正に関する請願(藤田スミ君紹介)
(第七九〇号)

不況打開、消費税率三%引き下げに関する請願
(木島日出夫君紹介)(第七九七号)

同(志位和夫君紹介)(第七九八号)

同(平賀高成君紹介)(第七九九号)

消費税の減税に関する請願(鈴木淑夫君紹介)
(第八九二号)

配偶者特別控除の廃止に関する請願(石井一君
紹介)(第八九七号)

同(青木宏之君紹介)(第九二〇号)

同(土井たか子君紹介)(第九二二号)

三月五日

消費税率を三%に戻すことに関する請願(金子
満広君紹介)(第九五八号)

同(木島日出夫君紹介)(第九五九号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第九六〇号)

同(佐々木陸海君紹介)(第九六一号)

同(不破哲三君紹介)(第九六二号)

同(松本善明君紹介)(第九六三号)

同(佐々木陸海君紹介)(第一〇八一号)

同(藤木洋子君紹介)(第一〇八二号)

同(古堅実吉君紹介)(第一〇八三号)

消費税率の引き下げに関する請願(生方幸夫君
紹介)(第一〇二五号)

消費税率三%への引き下げ、食料品等の非課税
に関する請願(坂上富男君紹介)(第一〇四〇
号)

同(木島日出夫君紹介)(第一〇八五号)

相続税法の緊急改正に関する請願(西村眞悟君
紹介)(第一〇五七号)

計理士に公認会計士資格付与に関する請願(若
松謙維君紹介)(第一〇七九号)

消費税の減税に関する請願(金子満広君紹介)
(第一〇八〇号)

年金生活者に対する課税最低限度額引き上げに
関する請願(石井郁子君紹介)(第一〇八四号)

は本委員会に付託された。

三月九日

消費税撤廃に関する陳情書(熊本市安政町三の九谷山之治外六万九千六百七十六名(第九九号))
納税者の権利憲章の制定に関する陳情書(徳島県美馬郡半田町字木ノ内一三六の半田町議会内小坂重夫(第一〇〇号))
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

○村井委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、関税法等の一部を改正する法律案、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。大蔵大臣宮澤喜一君。

関税法等の一部を改正する法律案
電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○宮澤國務大臣 たいま議題となりました関税法等の一部を改正する法律案、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、関税法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。
政府は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率、減免、還付制度等について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。
第一は、関税率等の改正であります。
ニオプ・チタン合金等の関税撤廃を行うことと、絹糸等の関税率の引き下げ等を行うことと
第二は、暫定関税率の適用期限の延長であります。

平成十一年三月三十一日に適用期限の到来する百五十四品目の暫定関税率について、その適用期限を延長することと
第三は、減免・還付制度の適用期限の延長等あります。

平成十一年三月三十一日に適用期限の到来する減免・還付制度について、その適用期限の延長等を行うことと
第四は、延滞税の軽減等あります。
延滞税及び還付加算金の割合等について、過去に例を見ない低金利の現状を勘案し、当分の間、特例を設けることと
第五は、官公署等への協力要請であります。

税関職員が他の官公署等に対し資料の提供等の協力要請を行う根拠規定を設けることとしており

ます。
その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
政府は、海上運送貨物に係る税関手続のより一層の迅速かつ的確な処理を図るため、関税及び内国消費税に係る手続に加え、とん税及び特別とん税に係る手続についても電子情報処理組織を使用して処理することができるようにする等所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
国際開発協会、いわゆる第二世銀は、貧困開発途上国に対して長期かつ無利子で融資を行う世界銀行グループの機関であります。本年七月以降三年間の融資財源を確保するため、第十二次の増資を行うことを各国間で合意いたしました。

また、開発途上国向け民間海外直接投資に関する非商業的危険に対し保証を行う、同じく世界銀行グループの機関である多数国間投資保証機関につきましても、増大する業務に対応するため、初めての増資を行うことを各国間で合意いたしました。

政府といたしましては、両機関の役割の重要性にかんがみ、その活動を積極的に支援するため、これらの合意に従い、追加出資を行いたいと考えております。
本法律案の内容は、政府が、国際開発協会に対して二千九百五十億五千二百八十六万円の範囲内において追加出資を、多数国間投資保証機関に対して四千二百二十四万八千八百八十合衆ドルの範囲

内において追加出資を行い得るよう、所要の措置を講ずるものであります。
以上が、関税法等の一部を改正する法律案、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。
○村井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○村井委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。
各案審査のため、本日、参考人として、日本銀行総裁速水優君、日本銀行副総裁藤原博君及び日本銀行理事小畑義治君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○村井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○村井委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上田清司君。

○上田(清)委員 民主党の上田清司でございます。きょうは、参考人の皆様、御苦労さまでございます。よろしくお願いたします。
早速であります。今提案のされました関税法の一部を改正する法律案につきましては、私も、既に各党会派で協議をしております。附帯決議の趣旨に沿ってしっかりやっていたら上で、私も賛成していきなさいというふうな考えでいるものでございます。どうぞよろしくお願したいと思っております。

それでは、いろいろ今日の課題もたくさんありますので、その問題に絞って議論をさせていた

だきたいというふうに思っております。

早速ですが、昨日、大手十五行が再生委員会に資本注入の要請をするという形が出ておりますが、どうしても私どもの頭に残るのは、昨年の佐々波委員会の一兆八千億の投入の中で現実的に日債銀と長銀が破綻するという結果を踏まえて、先般も予算委員会でも三時間、日債銀問題についての参考人質疑がございましたが、今お手元にお配りしておりますように、その次の日の各紙は社説の中で、俗に六六紙という形で行われておりますが、その中で五紙がこの予算委員会での集中審議の参考人質疑を受けた形で社説を出しております。

基本的には、ますます疑惑が深まった、こういう論説でございますし、五紙のうち四紙が結論の部分で、証人喚問が必要だ、このくらい強い、社会の木鐸としての新聞が訴えているところであり、ますので、前回佐々波委員会で、閣議も了承した一兆八千億、なかんずく破綻した部分が実質的にはロスになっている、損失になっているという現実を見るべきに、この責任は一体だれがとるのか、いまだに私は明確になっていないと思っております。

まず、大蔵大臣と金融担当大臣に、この問題についてロスが出た部分に対してだれが責任をとるのか、明快にお答えをしていただきたいと思っております。

○宮澤國務大臣 この点は前回にも申し上げたところでございますけれども、昨年の国会におきまして、金融の破綻あるいは不正常な場合における処理の仕方につきまして法律を成立させていたいただきました。それによりましていわゆるセーフティーネットが整備されたわけでございます。また、それより前の時期におきまして、破綻の場合の預金等の保護につきましても制度が整備されるに至りました。

これに先立ちまして、そのような整備が行われておりません時期に金融の破綻が起こりまして、あるいはその危険が起こりまして、当時金融当局としては、これがいろいろな内外における不測の事態に発展しないために、いわゆる今で申せば保

護行政と申しますか、あるいは護送船団方式とも言われましたが、そのようないわば行政の範囲内においていろいろな措置を講じてそれを防止し、あるいはその蔓延を防止しようとしたわけであります。

その努力の真情は、その間故意過失があったものとは思われませんが、しかしながら、結果といたしまして、いわゆる奉加帳であるとかあるいは他の金融機関からのいわゆる互助的な支援等々を要請した結果が必ずしも意図したような結果に終わらなかつたというところは現実には事実でございます。したがって、そのような行政の結果における責任というものは否定することが私ほでまな

いと考えております。しかし、そのような行政のあり方につきましては大変に強い批判を国会からもいただきました。結果といいたしまして、そのような従来大蔵省がやってまいりました行政のあり方につきましては極めて厳しい御批判を受け、また大蔵省自身におきましても、多少そのことに関連をして、省内のいざわば正常でない役人の勤務のあり方、刑事事件になつたものもあつたわけでございますけれども、全般につきましても、当時の大臣がみずから査察を行われて、それについての処断をされたといつたようなことで、当時行政に關係をいたした者は、そういう意味での自分なりの遺憾の意を、あるいは責任を表明したところでございます。

そのことはもとより、そういうことに関連をいたしました金融機関が当初の期待に反して損失を受けるであろう、あるいは既に受けつつあることについての償いということにはなつておりません。また、そのような行政のあり方、あるいはそれと呼応した形で金融機関が協力をしたことについて、株主としての代表訴訟というふうなものもあるいは起こされることがあるかもしれない。それらの問題は、いずれにいたしましても裁判所が決定せらるべき問題であると思っておりますけれども、それとは別に、行政側がこの何年間かを顧みて反省すべきことが多々あるというふうには

考えております。

○柳沢國務大臣 注入した資本であるところの国民の税金が毀損をされたことについての行政責任のあり方についてどういふふうにか考へるかということかと思ひますけれども、私は、責任ということとは、ほかの選択肢があつた場合に、それがとり得るのにとらなかつたというふうなときに非常に明確になつてくるものだというふうに思ひます。そういうことからすると、与えられた条件のもとでの選択肢としては、いろいろな状況を勘案するとき、あのような選択肢がやむを得ず選ばれたということについては理解ができるという立場でございます。

ただ、結果において毀損が起つたということでは、これはどこまでも責任をこちら側が感じなければならぬ、行政の側としては感じなければならぬことであろう。責任を追及される立場まであるのかと言われれば、私は、先ほど言つたとおりにお答えをしたいと思いますけれども、しかし、だからといってこちら側が責任を感じないでいいというわけではない、このように思ひます。

したがって、私どもとしては、そういう責任を感ずる中で、今後において二度とそのようなことを引き起こして国民の皆さんに迷惑をかけることには、全力を挙げてこれを防いでいかなければいけない、こういうことではなからうかというふうにか考へております。

○上田(清)委員 大蔵大臣には、資本注入の件についてお伺ひしたんですが、日債銀の問題、奉加帳の問題、多岐にわたつていろいろ御解説をいただいたわけでございます。また、柳沢大臣におかれましては、他に選択肢がなかつたかというふうな、しかし結果については責任を感じなければならぬ、しかし結果については責任を感じなければならぬ、というお答えを聞いたんですが、御承知のとおり、日債銀に関する限りは、大蔵の検査があつて、一兆一千二百十二億というちゃんと資料が検査部にあつて、またたくたりも何回もして、あえて今度は、佐々波委員会で六百億を投入するときにはこの部分は一切合財目をつぶつて、六千

三百億の部分だけを、自己査定部分だけを査定されて投入した。他に選択肢は十分あつたんですよ。どう思われますか。この点について、柳沢國務大臣にお伺ひしたいんですが。

○柳沢國務大臣 私が他の選択肢がないと言ふのは、先ほど宮澤大臣もおっしゃられた他のスキームがないという意味で申し上げたわけでございます。

あの当時に、率直に言つて金融検査というもので、資産の側の査定という分類にとどまるものであつて、これに見合うところの引き当てる適正性というものについては、これは銀行サイドが監査法人等と協議をして決めるということで、いわば検査の範囲から離れておるといふようなことであつたやうでございます。したがつて、トータルにいろいろ綿密な評価が必ずしも十分に行われないうち、破綻をさせた場合のいろいろな社会的影響だとかなんとかといふことを他方において考へ、また一方において、資本注入を補強することによつて何とかこの銀行を再生させることができないうち、可能性を追求する余地について、その基礎がないわけではない、こういうふうにか判断をしてとられた措置であつたんだらうと思つたわけでございます。

そういう意味で、再生法がその後立法されて、そのあたりのことが別のスキームのもとで整然と処理されるとき、現在がそういう状況なのでございますけれども、そのこととそれからそういうスキームがなかつたときのことを評価をするというのはちよつと無理があるんじゃないか、私としてはこういう気持ちを持っております。

ですから、他から責任を追及されるという根拠は、どうも余りないんじゃないかと思ひます。もちろん、先ほど申したように、だからといって当事者として責任を感じないでいいということにはならない。私は、ちよつと分けて考へて、自分自身の頭を整理させていただいておるといふことでございます。

大きく開放してまいりたい、このように思っております。告示であるとかあるいは基本方針であるとかというふうなものについては、新聞報道あるいは国会議員への配付において遺憾のないようにしておるといふことではございますので、この点もつけ加えさせていただきます。

○村井委員長 たいだいまの上田委員の御発言につきまして、委員会の運び方の問題もございまして、追ってまた理事会などで御協議をさせていただきますたいと存じます。

○上田(清)委員 ありがとうございます。
それで、柳沢国務大臣、経営健全化計画の項目の中に、減配問題、いわゆる減配であります。配当を減らす、これを一つの項目の中に挙げて、得点が上がるといふのでしょうか、こういう言い方が適切かどうかわかりませんが、そのように考えて奨励されておられる、こんなふうには承っておりますが、事実でしょうか。

○柳沢国務大臣 そもそもこの減配の問題につきましては、健全化法そのもので、恐らく与野党の議員の議論の中で大いに議論をされた結果として一つのフォーミュラが私どもに与えられているわけではございません。
資本注入の相手銀行の資本充実の程度による区分に応じて、これらについて資本注入に当たって再生委員会がとるべき措置というものが決められております。私ども、今度注入を前提にいろいろ審査をさせていただいております十五行についてはいずれも健全行のカテゴリーに入る、こういうことではございますので、その対応する規定を法律上見ますと、これは利益流出の抑制という形で最も抽象的な表現にとどめられておる。

他のところをちよつとちなみに御紹介いたしますと、例えば過少資本行については、配当、役員賞与の抑制というふうな書かれておりますし、また、著しい過少資本行あるいは特に著しい過少資本行の場合には、明確に配当の停止というふうなとるべき基準が定められております。
私ども、今回、この利益流出の抑制というものの

の適用をどのように具体的に図っていくかということも考えまして、その結果、出していただくこの健全化計画というものを条件を決定する場合に一つの大きなファクターとしておられますが、このファクターとしての健全化計画についてはかなり詳しい読み込みをしまして、それでポイント制でこれを積み上げていくというような作業をさせていただきますました。その幾つかのポイントの中にこの減配というものが行われるかどうかということの一つの項目として掲げておりました、これが行われればポイントが上がる、こういう仕組みをつくらせていただいたということを中心として私国会で答弁をさせていただいたという次第でございます。まして、その点においては間違いないと思っております。

○上田(清)委員 こういう議論もございまして。過少資本で資本注入をする銀行が配当するのは何事だ、本来おかしいのではないか、こういう議論もありませんが、大蔵大臣は、これは多分三月三日の記者会見で、配当は株主への務め、こういう企業論の側に立ってお話された。これは記者会見ですので、議事録を見てもおられないので、新聞だけのものではございまして、はっきりしておりませんが、大蔵大臣はどうお考えなんでしょうか。私は、今国務大臣が言われましたように、減配する、この考え方に立つべきだし、むしろ配当なんかできない、このぐらいの考え方に立つべきだといふふうにお思っておりますが、いかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 これは結果として私の申しようが悪かったと実は思っておりますが、事の次第は、参議院の予算委員会であったと思ひます、御質問がありまして、公的資金の注入を受ける銀行が配当するのはけしからぬではないか、簡単に言いますとそういうお尋ねでありました。

それで、私は、今柳沢大臣が言われましたように、ここは健全行と健全でない銀行とを法律がちやんと書き分けてありまして、健全行については利益流出云々といふことだけ言っておいて、健全度が悪くなるに従って配当に触れている、そう

いう法律の書き方でございまして、それを一概に配当をすることはけしからぬといふお説には私はすぐには賛成できないということをお答えをいたしました。

ところが、その点について記者会見で質問がありました、本当にそう思うのかと言いますから、私は、それはやはり配当というものは基本的には経営者の株主に対する義務ですから、特に落ち度が無いのに配当をやめてしまうというのはそれでいいんだと言われればはまいらないということを申しました。

そのときには法律がそういうふう書いてあることを頭に置いて言つたわけでございますけれども、悪い癖でちよつとまた理屈を言い過ぎたと思ひます。再生委員会が苦勞していらつしやるときに何もそんなことは言わなくてもよかつたなと思ひまして、柳沢大臣には、大変失礼したとおおびをされたところでありまして、それが真意でございます。

○上田(清)委員 では結構でございます。
ちよつと財金の分離についても伺ひたいんです。柳沢大臣にお伺ひしたいと思ひますが、早期健全化計画の指針をつくるに、これは大蔵の金融企画局との御相談がございましたか。極端なことを言うと、関与があつたかどうか、これを聞きたいんです。

○柳沢国務大臣 再生委員会は、特に行政委員会でございますので、国会での議論が始まる前に、大体答弁に当たるのは私であらう、しかし、他の四名の委員の意向を無視したり、あるいはそれとそれと立場を話をするということもできませんと思ひまして、基本ラインだけ決めさせていただいたというのが基本方針といふことではございます。

これをそもそもの発想をしたのも私です、やつた場所も基本的には再生委員会の場でございます、関与といふ言葉で含蓄されるようなことについては、率直に言つてやる余地はなかつたと思ひます。

ただ、事務方というのは、いつでも関係の部署と合意をするといふのは政府一体の、内閣一体の原則から当然でありまして、恐らくそういうことはあり得たであらう。しかし、そこから何かが上がつてきて再生委員会が論じられた、論議されたといふような事実はなかつたと記憶しております。

○上田(清)委員 そういうお話であると、特に大蔵との共管にしろなくとも大丈夫ですか。こういう問題についていろいろの指針をつつたりいわれる金融政策を打ち出す中で、再生委員会として特に大蔵にお願いしたり御一緒に考えたりすることはないですか。

○柳沢国務大臣 今先生ちよつと金融政策と言われましてけれども、金融の行政というのは、マクロ金融政策と金融機関行政という意味の金融行政と大まかに言つて二つに分かれる、こう思つております。私どもも今分担しているのは、言うまでもなく金融行政といふ金融機関行政である、こういうことではございます。それで、これも私は率直に言つて金融産業としての行政の面があり得ると思つております。

この金融産業としての行政の面は、むしろ今まで、例えば税制その他におきまして、財政と一緒にいると金融産業として余り都合な結果を生んでこなかつたといふようなことがあるいはあつたかもしれないという印象を私持っておりますが、事危機管理、なにかずく破綻処理という問題について言えば、それは、金融産業行政というよりもむしろ財政問題そのものだという認識を私自身は持つておるというのが今の私の心境です。

○上田(清)委員 正式にお答えになつておられますが、特に大蔵と共管でなくとも困らない、こういう認識でよろしいのでしょうか。一言です。

○柳沢国務大臣 私は財政問題そのものだと思つておられますので、それをどういふふうな権限配分のときに表現するかといふのはまたいろいろ御検討をいただければいいかと思つておられますけれども、預金の保護をどうするか、預金者以外のいろいろ

な債権者の保護をどうするかというふうなことは、最終的にはもうまさに直接的に財政資金を導入するというのが今日の考え方で。

一応、資金繰り的には日本銀行がラストリゾートとしていろいろ供給することはあり得ますけれども、昨今では、日本銀行、どこの中央銀行もそうですが、中央銀行が最終的に処理をするというふうなことも、さらに大きな破綻によるいろいろな資金の必要というものが大きくなっておいて、最近では、むしろ財政そのものが第一義的にも責任を負うというふうな体制の方がふさわしいんじゃないかというのが一つの風潮として出ているというふうな識者の見解も何かどこかで読んだような気がいたしております、私はそのときに大変共感を覚えた覚えを持ってあります。

○上田(清)委員 必ずしも言葉がはつきりしません、ちよつと先に進みます。

日債銀問題に関して大蔵省がいわゆる確認書を出された問題でございますが、この確認書を出すときに当然金融検査部の実態調査というものを踏まえて出されたものだというふうに私は拝察しておりますが、事実でしょうか。

○乾政府委員 日債銀の問題、金融監督庁に引き継がれておりますので監督庁からお答えしたいと思います。

これまでも先生にお答えをしておりますけれども、例えばこの確認書、平成九年の五月から六月当時に確認書という名前でございますと日本生命と交わしたわけでございますけれども、当時はまだ当時の官房検査部の検査の途中でございますので、検査の結果というのはいまだ出ておらないわけでございます、検査の結果ということではございません、これもお答えしておりますように、四月一日に大蔵省の方からいろいろの要請をしたと。これは、日債銀の再建が金融システムに大きな影響がある、そしてまた、三十四先が御協力いただければ再建が可能である、そうした認識をそうした金融機関とのやりとりの中で記述した、そういうものと御理解いただきたいと思ひます。

○上田(清)委員 あいまいな答弁はしていただきたくないんです。金融検査部に聞いたかどうか、確認書を出すときにどういう状態なのだろうか、とをですね。例えば、問題があるのかないのか。このままだと破綻をするということも言ひながら、各金融機関あるいは日債銀にお願いをした経緯があるわけですね。そのことについて検査部にきちつと確認をしたかどうかということだけを聞いています。

○乾政府委員 繰り返してのお答えになりますけれども、当時検査は途中でございまして、何らの結論というものは出ておりません。この文書というのはあくまでも当時大蔵省が説明していたことを記述した、そういうものでございます。

○上田(清)委員 時期的に若干グブつている部分もあるんですね、五月から六月ということですか。四月十六日から検査を始めていたわけでしょうか。それで、現実に中間報告みたいな形で大蔵から日債銀に伝わったたりあるいは日債銀から大蔵に聞いたたり、そういうやりとりがあるわけでしょうか。

その根拠というのは検査部を通じて出てきたんじゃないんですか。だから検査部に聞いたんじゃないんですか、それなりに。まだ検査が終わっていないからではなくて、検査の途中でもいろいろ言っているんじゃないですか。だからそれを聞いていますよ。明快に言ってください。

○乾政府委員 繰り返してのお答えで恐縮でございますけれども、四月十六日から入りました検査というの、立ち入りが終わりましたのが七月四日、検査結果が示されたのは九月十一日でございます、この五月の二十日当時の時点では何らのそうしたものは出ておりません。

今先生は中間報告とおっしゃいましたけれども、中間報告というものではございませんで、これは日債銀が、当時増資要請先から迫られて、その検査を受検している中で御自分の感触を述べられたもの、そういうふうな理解していただきたいと思ひます。

○上田(清)委員 それはおかしいですね。議事録

にいつばい残っていますよ、関係者がいろいろ言つていらつしやること。では、どういふふうになるんでしようか。それはうそだったということになりますよ。それでも構いませんが、そんなことを言つておられますけれども。大丈夫ですか。

○乾政府委員 これは、私も政府側といたしまして、この五月二十日の時点で日債銀がおっしゃっていたものは、日債銀の当時の検査を受けていた感触、それを金融機関に伝える必要があつたということ、例えばその七千億という数字を伝えられたというふうな従来から一貫して御答弁を申し上げているところでございます。

それで、衆議院の予算委員会先般行われました参考人招致の場でも、当時の日債銀東郷頭取は、その検査を受けている中で自分たちの受けた感触を自分たちで積み上げたといひますか、正確に覚えておりませんけれども、あるいは算定して、そうした感触を持って説明したというふうな答弁しておられるというふうな承知しております。

○上田(清)委員 では、時間がありませんから、後でまたそれはやりとりをやりましょう。

それじゃ大蔵省に聞きますけれども、再建策で、「関係金融機関の同意がなければ、特に日本生命の確認書でありますけれども、「日債銀は破綻に陥る見込みである旨、確認する。」と一行目に書いてありますけれども、何の根拠でそういうことを言つたんですか。

○乾政府委員 大蔵省当時のことでございますけれども監督庁の方から、引き継いでおりますのでお答えいたしますと、これも先ほど実はお答え申し上げたかと思ひますけれども、四月一日の当時の大蔵大臣の声明にもございませぬけれども、この日債銀問題というのは当時の金融システムに大きな影響を持つ問題である、そして三十四先というものが一致協力して再建に協力していただければ再建は可能である、逆に、そうしたことがなければ、これは日債銀がいつまでもいられるかどうかという問題があつて、そうした場合には金融システムに大きな影響を及ぼすのでぜひ協力して

ただきたいということを四月一日以降大蔵大臣も述べられておりますし、それから大蔵省もいろいろなところに説明をし、協力を要請したという状況にございまして、そうした認識をそうした例えれば日本生命との文書の中でも記述されたということでございます。

○上田(清)委員 きょうはとことん正式に答えられませぬ。何か作戦勝ちみたいですね、時間はかり経過して。

それじゃ、ちよつと申し上げます。示達書についてですけれども、両論併記の話も出てきたり、両論併記ではなかつたという話もありまして、何回もいろいろな議論が出てきていまして、整理がつかかねます。きちつと、正確にはどうだったんだということをこの席で言つてほしい。例えば、検査報告書には日債銀の考え方としての六千三百億が書いてあつたけれども、正式な示達書には一兆一千二百十二億しか書いてなかつた。括弧つきで小さく書いてあつたとかなかつたとか、いろいろな議論が出ておりますので、正式に言つてほしいと思ひます。

私は、はつきりしなければ大蔵委員会に資料を、示達書を出してもらいたい、あるいはせめて理事だけには見せてほしい、このような要請をしたと思ひますので、きょうはつきりわかればそのことを要求しませんから、はつきり教えてくださ

い。

○五味政府委員 お答え申し上げます。

日債銀に対する平成九年四月を基準日とする大蔵省検査、この検査の報告書におきまして三分類額は一兆一千二百十二億、このように記載をしております、その内訳に貸出金というのがあるわけでございますが、この貸出金の内数として、「当行が」、当行というの日は日債銀でございますが、「当行が今後とも支援を続ける方針を有しております、当行の意思に反して倒産することは無い。」このように注書きがついておるんですが、このように考えられる日債銀の子会社グループに係る債権額、これが四千三百八十億ある、貸出金

の中に。したがって、この子会社に係る日債銀の主張の四千三百八十億円を控除しますと六千三百九億円となる。この六千三百九億円といいますが、一兆一千二百十二億円の内訳としての貸出金のさらに内数として括弧で記載をしてある、これが記載の実態でございます。

ところで、この意味するところをちよつと御説明した方がよろしいと思いますが、検査をいたします過程で、日債銀は、今申しましたような支援方針を有している子会社グループ、このような債権は二分債権であるというふうに強く主張しておられました。実際検査をいたしました検査官の方は、こういった会社の財務内容、これを見たところ、これは第三分債権であるというように査定をいたしました。こうした経緯がございまして、第三分債権としては総額で一兆一千二百十二億、こうしたものがその中の貸出金の中に含まれているということになりますので、そこで、検査報告書では、三分類の一兆一千二百十二億の中の貸出金の中にこのような債権が含まれているということをお明らかにするためにこうした記載をした。

検査報告書と申しますのは、示達書とともにその検査報告書の写しが先方の銀行に交付されるというものがこの示達という形式をとっております時代のやり方でございまして、この検査報告書の性格は、検査を行いました検査官並びにこれを審査いたしましたバックオフィスが検査部長、すなわちその部局の責任者でございます検査部長に検査結果を最終的に報告をする、こういう性格のものでございますので、検査部長に對しましてはこうしたものが含まれておりますということがわかるようにこれを記載した。そして、そのコピーが示達書とともに日債銀に渡っている。

示達書そのものにつきましては、これはどこでも一緒でございますけれども、検査対象になりました金融機関が、検査で問題というふうには私どもから指摘すべき点あるいはそういった点についての改善を求める事項、こういうものを記載をした。

で、これは示達書本体が先方に渡る。これに附属をして、検査部長に對する報告という形で出ました検査結果報告書、この写しがあわせて交付される。

なぜ写しを交付するかと申しますと、今申しましたように、示達書には、検査における問題点の指摘ですとかあるいは改善点ということ記載してございまして、具体的ななせういう指摘になるのかという理屈づけでございますとか、あるいは具体的にはどういふ数字がどう動くのかというようなどころまでは記載がございせんので、金融機関にそこら辺をきちつと御理解いただく必要がありまして、内部資料の写しはございましてけれども、根拠なり数字なりというものをわかっていたらということでお渡しする、こういうことと申します。

要しますと、お時間のないときに恐縮ですが、三分類債権は一兆一千二百十二億円ということで先方に示達をされた、ただし、上司に報告するという性格の検査結果報告書の性格上、その中に一部日債銀が異なる主張をしておられる金額があるということが数字でわかるように注記をされておる、こういうことと申します。

○上田(清)委員 時間が参りましたので終わりますが、今お聞きのとおり、前東郷頭取が参考人質疑の予算委員会において、実質的にその答弁をされておられるというふうには理解しております。

この点について、やはりもう一回参考人招致なり証人喚問なりを要求したい、このように委員長に申し上げて、取り扱いをお願いしたいと思っております。

○村井委員長 次に、谷口隆義君。

○谷口委員 公明党、改革クラブの谷口でございます。

本日は、私に与えられている時間が二十五分でございます、それに対して、山ほど聞きたいことがございます。ぜひ的確に、また簡潔に御答弁をお願い申し上げます。

す。

日銀の總裁に本日来ていただいておりますので、まず最初に、日銀の最近の金融政策につきましてお伺いしたいというふうに思います。

昨年来、長期金利が上昇し、大変危惧された事態であつたわけでありまして、この三月三日に日銀が、短期金融市場におきまして無担保コール翌日物を実質金利ゼロまで引き下げられるという、いわば量的緩和政策、短期金利の低目誘導というようなことがなされたわけでございます。この政策につきましては市中においていろいろな議論があるところでございますが、この件についてお伺いしたいというふうに思います。

まず、コール市場でございますが、このコール市場の規模でございます。従来は三十六兆円から三十七兆円程度の規模であつたというようなことをお聞きしておるところでございますが、これが現在三十兆円を割るというふうな状況になっておるわけでございます。短期金融市場、このコール市場から資金が流出しておるというふうな状況になっておるわけでございますが、このような状況の中で、果たして資金のとり手が資金ショートをするというふうな心配はまずないのかどうかについて、總裁の御意見をお伺いしたいというふうに思います。

○遠水参考人 お答え申し上げます。

政策をとりましたのは、三月三日でなくて、二月十二日でございます。二月十二日に、できるだけ低いところへ持っていつてくれということを指示したわけでございます。

御指摘のように、準備金が積み増され、コールが下がって資金が減ってきているわけでございますけれども、コール市場の縮小に伴いまして万が一資金決済面で支障が生じるというふうなことはあつてはならないわけでございます。コール市場を破壊したなどというふうなことを書いてある記事もございまして、決してそんなことではございません、コールにありまして資金の一部がほかへ移つていくことは確かでございますし、い

れにしましても、市場において資金の流れに大きな変化が生じていることは事実でございます。

今後ともこの動きを十分見ていきたいと思っておりますが、ただいままでのところを見ますと、短期物の金利は〇・〇四と非常に低いところへきておりますが、その余った資金が中長期物に行つて、ターム物の金利が下がり、そしてまた国債が買われて、長期金利は、以前に二・三四％ぐらいのところへありましたが、一・六七％ぐらいのところまで下がってきております。これは、都市銀行その他が国債を買っているためでございます。

それと同時に、イールドカーブがフラットになつてきておりますが、株に至つても間接的な効果を持って、海外から株を買ひに来ております。そういうこともありまして、為替の方も、百二十円をちよつと超えておりましたのが、ちよつとまた弱くなつて百二十一円前後ということで、いずれも安定した効果を、今のところは私も期待していたような動きになつてきているように思っております。

これはまた、新しい試みでもございまして、事態がどう変わっていくかよく見ていかなければなりませんので、これからも十分注意をして、変化が起こりましたらそれに対応する手を打つていきたいというふうな考えでございます。

○谷口委員 要するに、短期金融市場において大量に資金供給をして、ジャブジャブの状態にして今やつていらつしやるわけでございます。そのような供給資金が再び日銀の方に返つてきて準備預金として積み増され、市中に流れないのではないかというふうなことも言われておるわけでございます。このことについてお聞きしたい。

もう一つは、一時的にはマイナス金利というふうな状況も発生しておるようでございますが、先進諸国においてこのようなことは資金取引でなかつたわけ、極めて異常な事態になつておるわけでございます。市中において金融機関の、特に都銀の方は三月の八日から定期預金金利を引き下げられるというふうな状況で、普通預金金利とほ

は変わらないというような状況になっておるよう
でございます。一方、貸し出しのプライムレート
は動いておらないというような状況になっており
まして、高齢者、特に金利生活者に対しては大変
ダメージがあるのではないかと、このように言われ
ております。

この二点について、総裁、ちよつと御意見を
伺いたしたいと思います。

○速水参考人 お答えいたします。

第一の、準備金が日銀に積まれて動かなくなっ
てしまうのではないかと御質問でございますが、
銀行としては、準備金はいつでも動ける資金
として日銀に置いておるわけでございまして、こ
れが必要ときには引き出されていくことは間違
いないところでございます。

それからもう一つの、低金利で庶民が困ってや
しないか、貸し出しの金利がまだ余り下がって
いないのに、こういう御質問かと思いますが、私
どもとしまして、特に金利収入に多くを依存して
おられる方々、家計にとって大変厳しい状況であ
ることは前々から申しておりますとおりで、その
辺のことは十分承知しているつもりでございます。

しかし、最近の経済情勢を見ますと、所得で見
ますと、雇用者所得というのは八三%、個人企業
が一六%、利子配当は五%でございまして、景気
の低迷というのは、雇用所得の悪化を通じて総体
としての家計部門にもマイナスの影響を及ぼして
いるということが認められます。したがって、いま
家計部門全体が元気を取り戻していくというた
めにも、現在は日本経済をできるだけ早く回復軌道
に乗せること、特に、民間経済にコンフィデンス
を与える、低利の資金をこの期末を控えてな
りたくさん出しまして、それで企業が動き出し
ていただく、家計についても必要なものを買って
いただくというふうなことにしていきたいという
ふうに考えているわけであります。

今回の金融緩和措置が、金利の低下を通じた投
資採算の改善とか、企業や金融機関の資金繰りの
緩和とか、資産価格、例えば株価、こういうもの

の下支えなどを通じて経済に好ましい影響を与え
ていくことを期待しておるわけでございます。ま
た、ひいてはそういうことが国民経済全体にもよ
い影響をもたらすものかというふうに思っています。
ただいままでのところ、一カ月ぐらいたつてお
りませぬけれども、大体思ったようなところで明
い方向に向かっていると思つて差し支えないと
思っております。一般庶民の方にはもうしばらく
の我慢をさせていただいて、そのうちにまた金利が
上がっていくことは十分期待できるといふふう
に思っています。

○谷口委員 異例の資金供給ということでござ
いまして、これは、日銀がインフレ政策に変わつた
んじゃないか、このように市中で言われておりま
す。もしそういうような状況であれば、債券相場
の急落が起つてまた長期金利がはね上がるん
じゃないか、そういう意味において長期金利の抑
制効果はいずれなくなるのではないかと、このよう
に市中で言う声もあるわけでございます。

このような観点と、日銀が次の一手は果たして
あるのかないのか、極めて選択肢が限られてきた
わけでございますが、そういう観点で御答弁をお
願ひ申し上げます。

○速水参考人 私ども今むしろ最も心配してお
りますことは、この不況の中で、インフレ不況とい
つたようなことになりまして、これはえらいこと
なんです。ですから、インフレになる種を絶対
につくらぬということを一先懸命考えておるわ
けでございます。いわゆるモラルハザードとい
つたような言葉もございまして、政府とい
えども、あるいは今大事な金だということ、
将来動かなくなるような資金を余り集め、日銀が
買い支えるといったようなことは絶対に回避して
まいりたいというふうに考えております。

政策委員会、月二回政策決定会議が行われてお
りますけれども、この辺は、学者二名、産業界出
身二名、銀行の御出身一名、マスコミ御出身一名、
それに私も日銀に長くおりましたとすつと内外の
市場を見、金融政策に携わつてきた者が、内外の

情勢を集めて詳細に分析をし、一日討議をした結
果、こうやって政策を決めて出しておるわけでござ
いまして、その点は十分御信認いただいていい
かと思っております。

また、情勢が変わるようなことがあれば、それ
に対応して打つ手は幾らもあるというふうにお
思っております。

○谷口委員 日銀総裁は今お聞きしたことで終
りでございますので、どうぞお帰りのために結
構でございます。済みません、ありがとうござ
いまして。

それで、次に金融再生委員会の柳沢国務大臣に
お伺いしたいわけでございますが、先ほどの
やりとりの中にも出ておりましたが、昨日、金融
機関経営者とのヒアリングが行われたということ
でございます。

今回、状況を聞いておられますと、資金注入を申
請した十五行全行に資金注入が行われる予定のよ
うでございます。新聞の情報でございますが、経
営健全化計画を見ておられますと、二〇〇三年三月
期に業務純益を十五行合計で九九年三月期の見通
しから七割以上積み上げをし、四年で収益を回復
したいと。また、人員は二万人を削減し、店舗も
一割削減するようである。また、不良債権につ
いては、九九年三月期、この三月期でございますが、
九兆円強の処理をするというふうなお話のよう
でございます。

まず、そういう状況の中でお伺いしたいとい
うことは、どうも金融再生委員会の議論の中で、当初
は十五行全行に公的資金を注入しない、数行につ
いては注入をしないというふうな意見があったよ
うでございます。まず、それについてちよつと御
答弁をお願い申し上げます。

○柳沢国務大臣 先生御指摘のとおり、私ども、
二月の十二日の日に予備審査を終えまして、十五
行に対して、公的資金の投入を前提にして臨時株
主総会の開催等の手続を進めて差し支えない旨の
通知をいたしたわけでございます。その後の手続
は整々として進んでおりまして、去る三月の四日

の日に正式申請があり、きのう頭取からのヒアリ
ングを行ったというの御指摘のとおりござ
います。

この申請をした銀行について全部入れるとい
うことになったじゃないか、あるいは当初はそう
いう考えでなかったのではないかと、あるいは
そういう見方が当たっているわけでもございませ
ん。

私ども、当初、申請しようかなというふうな
ところで申請に至らなかったところもあるとい
うことでございます。また、申請の前提になつて
いる自分たちの経営体としてのあり方について、
当初とは異なるような立場を構築されて改めて申
請するということもあつたわけでございまして、
この辺はやはり、市場への影響等もあつた
ので私の発言も慎重を期さなければいけない
と思つておられますけれども、少なくとも単純に今
先生がおっしゃつたようなこととはちよつと事
実は違つたということだけを申し上げさせていた
だきたい、このように思っています。

○谷口委員 先ほどもおっしゃつたわけござ
いまして、資本の毀損を来して国民に迷惑を
かけるということになつてくると、大変な問題
になるわけでございます。十五行については健全
行の範疇にあるというふうな先ほどのお話を
ございまして、私は大変悲観的な見方をいた
してございまして、果たして十五行全部が健全
行なのかということをお尋ねしたいと思つて
ございまして。

今回、貸し渋りの問題が極めて重要な問題
でございます。ですから、金融機関の公的資金注
入を行うという最大の眼目は、そういう金融機
関の公共性みたいなところ、いわゆる貸し渋りが
経済全体に大きな影響を与えておる、こういう
ことを解決しなければいけないというふうな
ことが最大の問題なんだろうというふうな
私には思つてございまして、経営健全化計画等々
を見ておると、収益性を重視する余り、また
貸し渋りが起るのではないかと。

昨日の状況を聞いておられますと、貸出枠を広げたいというような金融機関の経営者の話があったわけですが、この貸し渋りについて、現実にこれが起こらないというように考えていらっしゃるのかどうか、御見解をお願い申し上げます。

○柳沢国務大臣 今度の資本注入をさせていたたき基礎になった法律は言うまでもなく早期健全化法でございますけれども、早期健全化法の大きな目的は二つありまして、不良債権の処理の問題と貸し渋りの解消という信用供与の円滑化、この二つでございます。

もつと言いますと、信用供与の円滑化がなぜできなかったかという点、やはり不良債権の処理が進まなくて、そのために金融機関にいわばリスクを負担する力が非常に欠けるというか、低水準になつてしまつたということがあろうかと思つております。したがって、私も、不良債権の処理をすることに、金融機関が本来行うべき金融の仲介機能というものが回復する、あるいは仲介力というものが回復するといふふうに考えておることを一つ申し上げておきたいと思つておる。

加えまして、私も、健全化計画の中で、これは申すまでもないことでございますけれども、貸出計画、また特に中小企業向けの貸出計画というように、つきまして計画を盛り込むようにというところをお願いし、そしてその点についての回答という形で計画もいたしておるところでございます。

そんなことで、私も私としては、この計画に沿つて貸し出しが伸長することを期待するし、また見込んでおる、こういうことでございます。

○谷口委員 先ほど申し上げましたように、収益性を重視しますとどうしても貸し渋りになつてしまつてございまして、このあたりが大変難しいところでございます。

また、不良債権もこの三月期で九兆円強というようなことでございまして、どうもアメリカの格付機関の経営者あたりの発言を聞いております

と、日本の金融機関の不良債権総額は百兆円程度あるというようなことを勘案しますと、この九兆円強の不良債権処理で果たして十分なのか。また、柳沢担当大臣の方は、再編のときにもまた公的資金注入をというふうな話が報道されておりますが、このあたりが、やるときには一挙に不良債権処理をやつていかないと、先送りをする事によつて、より一層業界全体の体力が低下すると私は思つております。大変難しい状況でございますが、そういう観点も十分入れてやつていただきたいというふうに思つておる次第でございます。

あと、残り時間が少ないわけでございますが、今回のIDA、MIGAの関連、世銀のことについてお伺いをいたしたいというふうに思つておる。一番初めに、今回、IDA、MIGAについて追加出資三千億余りを出資するというご用意でございますが、世銀のガバナンスについてお聞きたい。

ちよつと聞いておられますと、昨年十一月に世銀の日本人職員二人が、日本特別基金、JSFというやつから約十一万ドルの不正使用が行われて懲戒免職になつたというふうなことは聞いております。また、九五年、アルジェリアのプロジェクトに、世銀の元職員、これは日本人の方ではありませんが、受注契約の見返りでコンサルタント会社からリベートを受け取つた、それについて処分されたというふうなことでございまして、この世銀のガバナンスについて万全の体制がしかれておるかどうかという観点で、大蔵大臣、お伺いをいたしたいと思つておる。

○宮澤国務大臣 政府委員からお答え申し上げます。

○黒田政府委員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘のとおり、我が国が世銀に信託しておりました資金の使用に当たつて事件が生じたというところを契機といたしまして、日本特別基金の一元適正かつ厳正な管理運営のために世銀当局と協議を行つてまいりました。

その結果、まず第一に、世銀内に日本特別基金

の運営についての特別監視ユニットをつくるということ、それから二番目に、このお金は各業務担当の局で使われているわけでございまして、各業務担当副総裁による信託基金の運営の監視を強化するということ、三番目に、情報公開の一層の充実を図るということで世銀側と合意したわけでございまして、当然、こうした措置も含めまして、事件が起こらないように、かつ適切な運営が行われるように努めてまいりたいと思つております。

なお、ウォルフェンソン世銀総裁自身、この日本特別基金のみならず世銀全体の業務について、不正の防止あるいはガバナンスの強化ということを強く内外で訴えておられるというふうに承知しております。

○谷口委員 ちよつと時間がなくて、最後に質問をさせていただきますが、先ほど申し上げました日本特別基金、JSFについて、この中に奨学金制度というのがございまして、この中に奨学金が千三百人ほどいらつしやる。このうち日本人が七十五人、このうち大蔵官僚が四十九人、この奨学金を受給されておるといふことよろございませぬ。

これは、一九九一年以降、世銀のほかでアジア開発銀行等四つの機関すべてにJSFを設け、毎年二百億から四百億の支出が行われておる。また、これについて大蔵省が独自の権限を持つておられる。目的を絞つて独自の基金を持つておられるが、これほど巨額な基金を持つておる国はないというふうなことでございまして、前述の日本人職員の不正は、この監視の目的行き届かないところで行われた。こういう観点でこのJSFについて、大蔵省所管でODAの白書にも載つておらないというふうなことでございまして。

○黒田政府委員 先ほど御指摘になりました奨学

金は、確かにこの基金のごく一部でございますが、含まれておりました、その中で大蔵省職員の一部が大学院に留学していたことは事実でございます。国会での御指摘等も踏まえまして、それは来年度から行わないことになつたわけでございまして、いずれにいたしましても、世界銀行におけるPHRDという日本特別基金、それからアジア開発銀行その他のところにもや規模が小さいわけですが、これらは、これらの開発金融機関が途上国に対する支援を行う際に、適切な支援が行われるようないろいろな技術的な支援あるいはプロジェクトの組成に向けてのいろいろな経費を途上国にかわつて負担をするということでございます。私どももいたしましては、基本的にこういった制度は途上国のためにも、また世界銀行等の開発金融機関のためにもなるというふうな思つておる。

ただ、御指摘の点も踏まえまして、先ほど申し上げたように、ガバナンスの強化はもとより、その使途等についてもさらに厳しく監視をしていきたいというふうに思つておる。

○谷口委員 時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。

○村井委員長 次に、大石秀政君。

○大石委員 自由民主党の大石秀政でございます。今回の三法案、非常に重要かと思つて、技術的な面も多々ございまして、国の支援つながらりということで、宮澤大蔵大臣が出された新官庁構想というものに触れながら、日本の海外の金融支援ということについて少し御質問をさせていただきます。

【委員長退席、井奥委員長代理着席】

いろいろと経済協力等も考えてアジアというものをこれまで考えてまいつたわけでございまして、一連の通貨危機というものの影響が非常に大きいということに、我々も改めてそういうこともに対する責任を感じたわけでございまして。

宮澤大蔵大臣におかれましては、相当前から、このアジアの關係だけではなく、IMFですとか

あるいはIMFのSDRの活用というものも含めて、国際金融支援等の政策についてかなり打ち出してきたこともございますし、それだけこの問題について非常に思いが深いと思っております。

一昨年の七月から始まったと言われておりますアジア通貨危機から一年八カ月余りが経過をしたわけでございますが、そういった宮澤大蔵大臣が打ち出された構想というのに対して、かなり今アジア諸国から期待が大きいのではないかと思っております。

そういった進捗状況も含めて、これまでのそういった政策、あるいは支援した額の効果というものも含めて、少しお教えいただければありがたいのですが、よろしくお願いたします。

〔井奥委員長代理退席 委員長着席〕

○宮澤国務大臣 御指摘のように、一昨年の七月にタイに始まりましたいわゆる通貨危機がその後暮れまでに韓国まで広がった、御承知のようなこととございましたが、IMFがいろいろな意味で救援に出まして、我が国もそれに当然参加をいたしました。

少し時間がたちまして見てみますと、これらの国のかなり多くがいわゆる放漫財政をしたとかいうようなことではありませんが、むしろ短期的な国際的な資本取引の犠牲と申しますか影響を受けたという部分が多い。おのこの国がみんな勤勉であるし、知的水準は高いし、賃金そのものは決して非常に高いわけではない、貯蓄率も悪くないといったような状況でございますから、結局、回復をいたしますために何が一番必要かといえは、それはやはり金である。かえってIMFがそれを締めてしまったといったような面もなきにしもあらずであるというふうに観察をしてみたい。

金といえますと二種類ございまして、一つは、我が国でもそうございまして、不況の場合にはインフラストラクチャーを起すとかあるいはセーフティーネットをつくるとか失業対策であるとか、そういう意味での国内的な不況回復の

ための金がないというその金と、それからもう一つは為替でございますが、輸出をするためには原材料を輸入しなければなりません、そのための外貨がない。端的なケースはそういうケースですが、そういう両様の意味で金が一番大切だ、そういう観察をいたしてまいりました。

したがって、これはIMFの努力と決して衝突する話ではなくて、むしろ早い回復を助けるという意味で考えたわけでございますが、昨年の十月にIMFの総会等がワシントンでございまして、これらにこの宮澤大蔵大臣、中央銀行総裁と御相談をいたしましたところが、それはぜひひとつやってみてくれというお話がありました。そこから早速に各国にミッションを出しましたり、また各国からもおいでになられまして、今日までのところ三百億ドル、これは百五十億ドルが中期のもの、百五十億ドルが為替、短期のもの、こういうふうにご覧になっておられるわけでございますけれども、各国からおいでになったりミッションが行きましたりして、今日までのところ五カ国が対象でございますが、対象五カ国に、第一ラウンドと申しますか、ほぼ百五十億ドルぐらいのお約束をして、既にそれが実行に入ったところでございます。

したがって、あと百五十億ドル残っておりますわけでございますが、これからまたそれらの国々から、あるいはそれ以外の国々からお話があったときにどうするかということはまだ決めておりませんですけれども、そういうことでお役に立つだろう。

私の思いは、もとより、長いこと東南アジアの国々とは我が国は一緒にやってまいって、これだけの経済が、まさに二十一世紀に向かって世界のホープだと言われている段階でああいう出来事が起こりましたので、もともとそういう素質のある国々でございまして、何とか当面入り用なお金を貸してあげることができれば回復も早いであらう、また、そのことは我が国自身にとりまして、もうこういう不況のときに非常に大切なことであ

ると考えましたので、この施策はなお進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

なお、国々のことにつきまして政府委員から一言御説明いたします。

○黒田政府委員 若干補足させていただきますと、五カ国と申し上げましたのはインドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、タイという、いわゆるアジア通貨危機で最も大きな影響を受け、これらの国のほとんどが昨年マイナス成長という状況になったわけでございます。

こういった五カ国に対して、三百億ドルのうちちょうど半分程度を、具体的に申し上げますと百四十五億ドルでございますが、これまでにコミットしたわけでございますが、順次これらがディスバースされていくということでございまして、

○大石委員 あるところの宮澤大蔵大臣のお話の中に、余りに野心的な政策調整を求めるところによってという文面等がありまして、この辺、宮澤大蔵大臣の政治家の理念そのものの中に何かそういったものが含まれていて、私も大変それは共感する部分がございます。

私も含めまして、いろいろな権限とか、まあ権力という大げさかもしれませんが、そういったものを持つ人間は多少の自制とか謙虚さというものを保持して政策に当たることが大変重要かと私は思います。

IMFの当初のアジアに対しましていろいろな政策の批判をするつもりはございませんが、私は、日本は、特にアジアの国々から、そういった意味で、ほかの点も含めて尊敬されるといいますか、どちらかという他のアジアの国に催されて生きていく日本というものがあるから、この日本のあり方ではないかと思っておりますので、そういったことも宮澤大蔵大臣には御期待を申し上げて政策遂行に当たっていただく大変ありがたいと思っております。

○宮澤国務大臣 その点は、まさにIMFのこれらの国々に対する処方せんを書き方について言われている問題でございます。

大石委員の言われるとおり、つまりIMFの人たちから見ると、これらの多くの国は銀行制度も余り整っていないし、西欧的な厳密さから言えばいろいろ何が何となくルースではあるし、かたがた、よくクロニーキャピタルと御承知のように申しますが、身内びいきであるとか系列であるとか、そういうことに対してIMFはこの際かなり理想主義的な立場から改革を求めたわけでございます。

それは理解のできることですが、しかし、結果を見ていて、世界のかなりの指導者たちが、政治家もおりますしバンカーもおりますが、いや、これらの国はそういうことをもう何十年もやってきたわけで、何十年やってきょうの成功になってくるものが、急に、きのうきょう始めたわけじゃない、それがきのうきょうようになったのは何か別の原因があるのじゃないのかという議論をし始めたわけでございます。これはまた行き過ぎますとアジアの何とかがい話になっていきますので、気をつけることは必要でございますけれども、そういう批判がありまして、厳しく金を引き揚げたためにかえって立ち上る能力が非常に損なわれたという反省は多くの人がいたしております。

我が国は何もマハティールさんの言うところまで考えておるわけではございませんけれども、しかしやはり、とにかくやる気のある勤勉な人たちでございますから、それはやはりそれとして助けたいことが大事だろうというようなことを思っております。

○大石委員 どうもありがとうございます。

ちよっと時間を押しているようでございますが、あと半分、百五十億ドル残っているわけでございますが、そういう点も含めて宮澤大蔵大臣の御活躍を御期待申し上げます。質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○村井委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

でございます。

まず初めに、税関で働いている通関業者の問題についてお聞きをしたいと思います。

今通関業者は一千百社、その営業所は一千七百カ所でございます。昨年十一月二日に税関手続に関する関税率審議会が行われまして、その企画部会懇談会というのがありました。議事録がインターネットで公表されております。そこで日本通関業連合会の会長がこういう趣旨の発言をしておられます。

通関業者は輸入業者にかわって関税や消費税の立てかえをしてきた。それは月に二千七百億円に上り、一社平均三億円の立てかえ納税となつていゝる。しかし、最近では立てかえた税金が企業の倒産などで戻らなくなる事例がふえており、通関業者の間で非常に大きな問題になつていゝる、こういう訴えがあります。通関業者は中小企業が大変多く、競争も激化をしております。輸入業者に比べて相対的に弱い立場にあります。

大蔵大臣にお伺いしたいんですが、本来、関税、消費税の納入というものは、これは輸入業者が行うべきだと思つておられます。このような立てかえというものはやはり不平常だと思つておられますが、これはやめさせるべきだと私は思つておられます。どのような対策を考えておられるか、この辺についてお聞きしたいと思います。

○渡辺(裕)政府委員 お答え申し上げます。

通関の際に、荷主、輸入業者が支払うべき関税及び消費税につきまして、通関業者が荷主に対するサービスの一環といたしまして立てかえ払いを行う場合があるという事は私も承知をいたしておられます。この立てかえ払いは、例えば貨物の引き取りを急ぐような場合に行われていゝるようでございますが、この問題は基本的には荷主と通関業者の間の問題というふうにお考えしております。

しかしながら、立てかえ期間が長期にわたりましたりあるいは多額になることによりまして通関業者の経営を圧迫しているというお話もございまして、私もこの問題を注視してまいりました。

でございます。

関税及び消費税には、納期限を三カ月延長できる制度がございます。荷主がこの制度を利用いたしますと、貨物を引き取る際に関税等を納付する必要がなくなりまして、したがって、立てかえ払いもまた少なくなるというふうにお考えられます。したがって、大蔵省といたしましては、今後とも機会あるごとにこの納期限延長制度について説明会等の場で荷主に説明してまいりたいと思つておられます。

○佐々木(憲)委員 納税の延長制度というのがありますが、それを利用しては三分の二程度というふうにお聞きをしております。やはりこれは直接、今おっしゃつたように、荷主の方に、この利用をするように、通関業者に負担をかけるようにということをして今後とも強化をしてまいりたいと思つておられます。

次に、通関業務のあり方について、これは大蔵大臣の基本認識をお伺いしたいわけでありまして、大蔵省の財政金融統計月報の関税特集、これは定期的に出版しておりますが、輸入許可件数というのは四年間で五割もふえるというふうには、輸入が大変急増しております。そのために迅速な通関処理を行わなければならぬ、これは一つの要請となつておられます。もう一つは、同時に、けん銃、麻薬などの社会悪物品の不正輸入に対する取り締まり、これを強化しなければならぬ。そういう迅速な通関とそれから適正な通関といふことが、この二つの柱があると思つておられます。これは車の両輪のようなものでありまして、どちらもおろそかにしてはならないというふうにお考えを申し上げます。その点はこのように認識されていゝるか、お聞きしたいと思います。

○宮澤(國務)大臣 財政金融統計月報の中でまさにそういうことを申し上げておまして、適正さを確保しながら迅速な通関をという、一種の二律背反である。

おっしゃいますように、いわゆる伝統的な通関の仕事はそのままでございます上に、麻薬であると

かあるいは銃砲であるとかいふものの摘発の方が

実は社会悪としての差し迫つた問題になつておるといふようなことで、できるだけ伝統的な通関業務は電算化をし、あるいは合理化をして、ただいま御審議願つておる法律案もその一つでありますけれども、その上でそういう社会悪的な差し迫つた事案の処理、防圧に力を注ごう。殊に沿岸の長い国でございますから、小さなところへ船が上つたあたりでございますと、それはなかなか税関だけでカバーできない。地方の警察等に協力を仰いでおるわけですが、なるべく伝統的な仕事の方は機械化をし、合理化をして、そして、増員といつてもなかなか容易でございます。増員と、与えられた人たちの最大限にそういう方に働いてもらおうというのがたゞいまの税関の、御指摘のように一番の悩みの問題であるわけでございます。

○佐々木(憲)委員 迅速性と適正性の両面をバランスよくとつていくということが大事だといふふうにおっしゃつたわけでありまして、

そこで、実態を確かめたいわけですが、これも輸入手続関連省庁連絡会議というのがございまして、ここで調査が行われておられますが、輸入の申告から許可までの時間、これはどの程度短縮されていゝるか、平成三年と平成十年の結果を御報告いただきたいと思います。

○渡辺(裕)政府委員 お答え申し上げます。輸入申告から輸入許可までの税関手続に要する平均時間でございますが、平成三年二月には、海上貨物で二六・一時間、航空貨物で二・三時間でございますが、直近の調査、平成十年三月の調査では、海上貨物で五・六時間、航空貨物で〇・七時間となつております。

○佐々木(憲)委員 今御紹介がありましたように、海上では七年で約五分の一に短縮されていゝる。確かに迅速性は随分進んだといふふうにお思ひます。もう一つの適正の方、これは一体どうなつていゝるかという点でございますが、これはやはり輸入されていゝる貨物そのものを、現物をどうチェックす

るかというのが大事でございます。

ここに、これは厚生省生活衛生局食品保健課がつくりました輸入食品監視統計というのがございまして、これを見ますと、届け出件数のうち何件の検査を行ったかという検査総数が示されて、全体に占める比率が出ておられます。ピークは平成元年、一八・一％でありました。それが平成五年には一四・七％になり、平成九年には八・四％となつておられます。約一〇ポイントのマイナスです。いわばきめが非常に粗くなつたといふことを示してゐるわけではございません。

では税関の場合はどうかということでありまして、輸入許可承認件数に占める検査件数の比率、これを示していただきたいと思います。

○渡辺(裕)政府委員 輸入許可件数に占める現物検査の比率というお尋ねでございますが、税関におきましては、必ずしも十分でない人数で大量の物件を処理するためにいろいろのことをやつておられます。

一つは、検査の重点化ということをやつておられます。そのために、重点化をいたしまして選別的な通関処理というものをやつておられます。すなわち、通関情報総合判定システム、CISという電算システムを使いまして、社会悪物品が含まれていゝる可能性が高い貨物、ハイリスク貨物と、可能性が低い貨物、ローリスク貨物に選別をいたしまして、社会悪物品が含まれていゝる可能性が高い貨物につきましては重点的に検査を行います一方、こうした可能性が低い貨物につきましては検査を極力省略することによりまして、全体としてチェック機能の重点化、集中化を図つていゝるところでございます。

したがって、全申告貨物に対する平均的な検査率を申し上げました場合に、検査対象者がハイリスクと判定されていゝるか、あるいはローリスクと判定されていゝるかを御自身で判断できることになりまして、税関現場での検査の実施にさまざまな面で支障が生ずるおそれがあることから、従来から公表をいたしてないものでござい

ラや麻葉探知犬などの取り締まり機器の拡充等による取り締まり体制の整備でございます。

こういうようなことをやりまして、水際での取り締まりが効果的かつ効率的なものとなるよう鋭意努力をしております。その結果、不正薬物の国内押収量に占めます水際における摘発量は六割から七割程度というふうになっております。

今後とも、迅速かつ円滑な通関の要請にも配慮しつつ、社会悪物品の流入阻止のため全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○横光委員 こういった犯罪は、今お話ございましたように、水際において取り締まるのが税関に課せられた最大の使命だと私は思うんですね。そしてまたそこに国民は非常に期待しているわけでございます。どうか今後とも、国民生活の安全を守るためにこの税関の水際取り締まりの強化を怠らないように、くれぐれもお願しいたいわけでございます。

先ほどお話ございました。そうはいいながらも、非常に定員が、事情が厳しい折ではありますが、先ほど言われましたように、税関の電算化を推進して省力化を図っていくという法案も今度出ているわけですので、何とかしてそういった人員を、検査体制の確保、人員確保のために、大臣、最大限の配慮をすべきだと私は思います。今お話ございましたように、監視カメラとか探知犬だけではどうしようもないんです。最後にこれを摘発できるのは人間なんです。そここのところの人員確保が厳しい状況であれば、余計こういった流入を阻止することは難しくなるわけでございます。

また、今回の関税法改正で、今お話ございました官公署等への協力要請規定の新設が盛り込まれているわけでございます。これまで以上に関係機関との連携プレーを図る意味からも、連絡を一層緊密にして、私は、政府一丸となって覚せい剤や麻葉の撲滅のために努めていただきますことを心からお願ひ申し上げます。質問を終わります。ありがとうございました。

○宮澤国務大臣 先ほど政府委員からお聞きいただきましたような現状でございますが、御指摘のよう、やはり水際あるいは洋上で阻止するということが極めて大事でございます。つきましては、関係各省庁との連絡を緊密にするとともに、なお人員の確保につきましまして一生懸命努力をいたしたいと存じます。

○横光委員 どうもありがとうございました。

○村井委員長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○村井委員長 これより各案を一括して討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、関稅定率法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

○村井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

○村井委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

○村井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○村井委員長 この際、関稅定率法等の一部を改正する法律案に対し、井奥貞雄君外四名から、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党

及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○中川(正)委員 たいま議題となりました附帯決議案につきましまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明をいたします。

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関稅率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、国民経済的観点に立って国民生活の安定に寄与するよう努めること。

○村井委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

○村井委員長 御異議なしと認めます。よって、このように決しました。

○村井委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○村井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

○村井委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○宮澤国務大臣 たいま御決議のありました事項につきましましては、政府といたしましても、御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○村井委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

○村井委員長 御異議なしと認めます。よって、このように決しました。

○村井委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○村井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○村井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

別表第二二〇八・三〇号中「(内容品が)」を「(アルコール分が五〇%以上のもの(二リットル未満の容器入りにしたものを除く。))」にあつては内容品が原産国の政府又は政府代行機関に

より真正なものであると証明されているものに
限るものとし、その他のものにあつては内容品
が」に改める。

別表第二八一・二九号中

四・三% を

その他のもの

- 一 四酸化二窒素
- 二 その他のもの

無税

に改める。

別表第二八二五・一〇号中

ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩

四・六% を

ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩

- 一 無水ヒドラジン
- 二 その他のもの

無税

に改める。

別表第二九一〇・九〇号中

その他のもの

五・六% を

その他のもの

- 一 一・二一エポキシブタン(一・二一ブチレンオキシド)
- 二 その他のもの

無税

に改める。

別表第八一・〇八項を次のように改める。

八一・〇八

チタン及びその製品(くずを含む。)

八一〇八・一〇

チタンの塊、くず及び粉

- 一 チタン・ニオブ合金
- 二 その他のもの

八一〇八・九〇

その他のもの

- 一 チタン・ニオブ合金のもの
- 二 その他のもの

別表第八一二・九九号中

その他のもの

五・二% を

その他のもの

- 一 ニオブ・チタン合金のもの
- 二 その他のもの

無税

に改める。

(関税法の一部改正)

第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「この条」の下に「並びに附則第四項及び第五項」を加える。

第五十五条の次に次の一条を加える。
(官公署等への協力要請)

第五十五条の二 税関職員は、この法律又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により職務を執行するため必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該職務に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

第十二条第一項(延滞税)に規定する延滞税の年七・三パーセントの割合は、同項(とん税法第十条第一項(関税法等の準用)(特別とん税法第六条(とん税法の規定の準用))において準用する場合を含む。))及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十条(関税法の準用)において準用する場合を含む。の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合(各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号(権限)の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。))が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。とする。)

第十三条第二項(還付加算金)に規定する還付加算金の年七・三パーセントの割合は、同項(関税定率法第七条第三十二項(関税法の準用)及び第八条第三十五項(関税法の準用)において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合(各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号(権限)の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。))が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。とする。)

前二項の規定の適用がある場合における延滞税及び還付加算金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第四条の見出しを「(航空機の部分品等の免税)」に改め、同条中「航空機及びこれに使用する部分品」を「航空機に使用する部分品」に、「これら」を「航空機及びこれに使用する部分品」に、「平成十一年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第五条中「平成十一年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第六条第一項及び第七条第一項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第七条の二第一項中「農業用プラスチック・エスの製造」を削り、「平成十一年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第八条第一項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第八条の四第五項中「繊維産業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)の規定に基づき」を削り、「産業その他」を「本邦の産業として」に、「これらの産業」を「当該産業」に改める。

別表第一〇四〇一・一〇号中「二三〇、二二〇トン」を「二三、二〇八トン」に改める。

別表第一一〇〇五・九〇号中

飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの

無税を削る。

別表第一二二〇六項を次のように改める。

二二〇六

二二〇六・〇〇

その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）

二 その他のもの

B その他のもの

(a) 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの

(1) 平成十二年三月三十一日までに輸入されるもの

(2) 平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの

(3) 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までに輸入されるもの

(4) 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までに輸入されるもの

別表第一二七〇九・〇〇号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に、「平成十一年四月一日」を「平成十二年四月一日」に

別表第一五〇・〇二項の次に次の一項を加える。

五〇・〇五

五〇〇五・〇〇

絹糸及び絹紡糸、糸（小売用にしたものを除く。）
一 絹紡糸
二 絹紡糸

七・三％
七・三％

四〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）
無税

別表第一の五第二二〇八・三〇号中「(内容品が)」を「(アルコール分が五〇％以上のもの(二リットル未満の容器入りにしたものを除く。))」にあつては内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限り、その他のものにあつては「内容品が」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第十三条第二項の改正規定、同法附則第三項の改正規定及び同法附則二に二項を加える改正規定 平成十二年一月一日

二 第三条中関税暫定措置法第八条の第四第五項の改正規定 繊維産業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)の廃止の日(平成十一年七月一日)

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

改める。

別表第一二八・二五項を削る。

第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の第二項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、ニオブ・チタン合金、絹紡糸等の関税率の引下げ等を行うとともに、平成十一年三月三十一日に適用期限の到来する関税の減免税還付制度及び暫定関税率の適用期限の延長等を図るため関税率法及び関税暫定措置法について、延滞税の軽減等を図るため関税法について、それぞれ所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電子情報処理組織による税関手続の特例等に
関する法律の一部を改正する法律案

電子情報処理組織による税関手続の特例等
に関する法律の一部を改正する法律

電子情報処理組織による税関手続の特例等に
関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部
を次のように改正する。

第一条中「関税法(昭和二十九年法律第六十一
号)の下に」とん税法(昭和三十三年法律第三
十七号)、特別とん税法(昭和三十三年法律第三
十八号)を、「輸入品に対する内国消費税の徴収
等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の
下に」とん税関税等に関する法令を加える。

第二条第三号中「関税及び」とん税、
特別とん税及び」に改める。

第四条第二項中「関税法」の下に「第十七条第
二項(出港手続)又は」を加える。

第三十八条第二項中「これ」の下に「当該事
業年度の事業報告書及び」を加え、「当該事業年
度の」を削り、同条に次の一項を加える。

3 センターは、第一項の規定による大蔵大臣の
承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官
報に公告し、かつ、財務諸表及び附屬明細書並
びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の
意見書を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で
定める期間、一般の閲覧に供しなければならな
い。

第四十八条から第五十条までの規定中「二十万
円」を「五十万円」に改める。

第五十一条中「十万円」を「二十万円」に改め
る。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(経過措置)
第二条 改正後の第三十八条第二項(事業報告書
に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、平

平成十一年三月十八日印刷

成十一年四月一日に始まる事業年度に係るこれ
らの規定に規定する書類から適用する。
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における社会経済情勢の変化に対応し、海
上運送貨物に係る税関手続のより一層の迅速かつ
的確な処理を図るため、関税及び内国消費税に係
る手続に加え、とん税及び特別とん税に係る手続
についても電子情報処理組織を使用して処理する
ことができるようにする等所要の改正を行う必要
がある。これが、この法律案を提出する理由であ
る。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法
律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う
措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する
法律及び多数国間投資保証機関への加盟に
伴う措置に関する法律の一部を改正する法
律

(国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法
律の一部改正)

第一条 国際開発協会への加盟に伴う措置に関す
る法律(昭和三十五年法律第五十三号)の一
部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

13 前各項の規定により出資することができる
金額のほか、政府は、協会に対し、二千九百
五十億五千二百八十六万円の範囲内におい
て、出資することができる。

(多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に
関する法律の一部改正)

第二条 多数国間投資保証機関への加盟に伴う措
置に関する法律(昭和六十二年法律第二十六号)
の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定により出資することができる金

平成十一年三月十九日発行

額のほか、政府は、機関に対し、四千二百一
万四千八百八十合衆国ドルの範囲内におい
て、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により
出資することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国際開発協会及び多数国間投資保証機関に対す
る出資の額が増額されることとなるのに伴い、当
該出資の額の増額に応ずるための措置を講ずる必
要がある。これが、この法律案を提出する理由で
ある。

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局